

事業系ごみの出し方の見直しに係る意見交換会（報告）

1 日時

令和5年9月21日（木）午後3時00分から4時まで

2 場所

クリーンセンタープラザ館2階 研修室3

3 出席者

市の一般廃棄物収集運搬業許可業者6社の代表取締役等 6名
傍聴人 1名

4 資料（別添のとおり）

資料1 事業系廃棄物処理リーフレット（案）

資料2 事業系廃棄物処理ガイドブック（流山市事業系廃棄物受入基準）（案）

5 意見交換の概要

資料1を元に、事業系ごみの出し方の見直しについての概要を説明。
以下、出席者からの意見と、主催者側からの回答

（意見）

事業者でない市民が排出したごみは、一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集運搬することができるのか。

（回答）

一般市民の方が出した廃棄物の方については、市の一般廃棄物収集運搬業許可業者において、市の施設に搬入していただくことになる。

（意見）

市民が排出した燃やさないごみや廃プラスチックは一般廃棄物でよいか。

（回答）

ご意見のとおり、家庭廃棄物は、適正な分別ののち市の施設に搬入するこ

とになる。

(意見)

・ペットボトルと容器包装プラスチックについては、1日1事業者あたり45ℓ相当1袋までを自己搬入に限り受け入れるとのことだが、1日に1袋にも満たない事業者が、毎日市施設に持ち込むというのは、事業者の負担になるのではないか。

・少量のペットボトルと容器包装プラスチックについて、市施設に搬入する場合は直接搬入のみとしたのはなぜか。

(回答)

・ペットボトルと容器包装プラスチックについては、1日各1袋ずつを毎日搬入しなければならないということではなく、例えばごみを袋に溜め、溜まった時点で1週間に1度各1袋ずつを上限として搬入することなどもできる。

・容器包装プラスチックとペットボトルは、他の一般廃棄物と併せてリサイクル処理できる量として、1日各1袋ずつまでとした。

収集運搬許可業者に委託する場合、これらは産業廃棄物の収集運搬許可業者に委託することになるが、クリーンセンターは一般廃棄物の処理施設なので、産業廃棄物収集運搬許可車両が施設に持ち込むことはできない。

(意見)

・各排出事業者が、今回の変更に応じて廃棄物処理を行う場合、特に小規模事業者においては、対応が困難な場合が考えられる。

例えば事業規模に応じて対応を変更させるなどはできないのか。

(回答)

・産業廃棄物と一般廃棄物は廃掃法に基づいて明確に区分されており、それらは事業の規模に関わらず適用されるものである。

不適正な廃棄物処理は法の違反につながるため、各排出事業者は事業者の責務として廃棄物の適正処理に対応する必要がある。

・廃棄物処理業許可業者については、各排出事業者が適正に区分した廃棄物を、一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処理業それぞれの許可の範囲内で、適正に廃棄物の処理をする必要があり、許可の範囲を超えた業務は許可の取消につながる。

・法令に定められている部分について、段階的に対応することは困難であ

ると考える。

（意見）

・法的な部分で定められている決定については理解したが、一般廃棄物収集運搬業許可業者として、令和6年4月までの期間で、顧客に対して、人的な負担や金銭的な負担について説明していくことが難しいと考える。

（回答）

・事業系ごみの出し方の見直しについては、本日までに、商工会議所の常議委員会に参加し、見直しについての説明と意見交換を行った。

・また、物流倉庫の管理担当や、流山工業団地協同組合の事務局に伺い、制度の説明及び意見をいただいた。

・今後は、市役所に直接搬入している事業者に周知を行う予定であり、市と許可業者が、それぞれの責務の元、協力し周知に努めていく。

（意見）

・見直しの概要については理解した。

・事業者への周知において、今回の変更について、市から文書が発行されるのか。

・市から今回のガイドブックについてどのようにアナウンスしていくのか。

（回答）

・文書については、今回の「事業系廃棄物処理ガイドブック」が、市の受入基準を定めているものとなる。

・ガイドブックの内容が（案）ではなくなった段階で、市ホームページでの公開や、各事業所への配布など対応を進めていく。

（意見）

・許可業者としては、早急に周知を始めるため、ガイドブックの正式な決定を早急に行ってほしい。

・ガイドブックが（案）ではなくなる段階はいつか。

（回答）

・できる限り早急に対応するよう努めていく。

（意見）

・今後、市施設に搬入できる廃棄物と、産業廃棄物処理施設に搬入できる廃

棄物はどのようにすれば把握できるのか。

(回答)

- ・事業系廃棄物処理ガイドブックの3ページ、4ページに示されているとおり、産業廃棄物は品目に応じて明確に区分されている。
- ・ガイドブック5ページには、より具体的な製品の例等を用いて、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分け方を示しているため、これらを参考に、市施設に搬入する廃棄物か、産業廃棄物処理施設に搬入する廃棄物かを判断いただくことになる。

(意見)

- ・小規模事業者については、廃棄物の保管場所の確保が困難ではないかと考える。

(回答)

- ・事業者の規模に関わらず、事業者は廃棄物処理法に基づき、排出者自らの責任で事業系廃棄物を適正に保管する必要があると考える。

(意見)

- ・令和6年4月までの期間で各事業者に理解を得てもらうことは大変であると考えている。

(回答)

- ・先ほど申し上げたとおり、今後は、市と許可業者が、それぞれの責務の元協力し周知に努めていく。

(意見)

- ・市施設に搬入される事業系廃棄物の検査体制はどうなっていくのか。

(回答)

- ・直接搬入や許可業者による搬入に関わらず、検査等で違反となる廃棄物の搬入が認められた場合、法に基づき厳正に対処していく。
- ・許可業者においても、従業員への適正な指導等を行ってほしい。

(意見)

- ・少量のペットボトル、容器包装プラスチックを各事業者が直接搬入することについて、全ての事業者のものを市は受入れることができるのか。

(回答)

・受入はできると考えており、直接搬入を希望する事業者は受入れていく。

(意見)

・公共施設の廃棄物はどのような扱いになるのか。

(回答)

・公共施設も事業者となるため、今回の事業系廃棄物処理ガイドブックにもとづき、事業系廃棄物の適正処理を行うものである。

(意見)

・今後改めて許可業者に説明会などを開催してもらうことはできるのか。

(回答)

・可能である。